

○国土交通省告示第408号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第37条の規定に基づき、平成12年建設省告示第1446号の一部を次のように改正する。
平成14年5月14日

国土交通大臣 林 寛子

第1第五号中「炭素鋼及びステンレス鋼」を「炭素鋼、ステンレス鋼及びアルミニウム合金材」に改め、第1に次の一号を加える。

十六 アルミニウム合金材

別表第一第1第二号に掲げる建築材料の項中「又はJIS B 1256（平座金）-1998」を「、JIS B 1256（平座金）-1998又はJIS B 1057（非鉄金属製ねじ部品の機械的性質）-2001」に、同表第1第五号に掲げる建築材料の項中「又はJIS Z 3353（軟鋼及び高張力鋼用エレクトロスラグ溶接ソリッドワイヤ並びにフラックス）-1999」を「、JIS Z 3353（軟鋼及び高張力鋼用エレクトロスラグ溶接ソリッドワイヤ並びにフラックス）-1999又はJIS Z 3232（アルミニウム及びアルミニウム合金溶加棒並びに溶接ワイヤ）-2000」に改め、同表に次のように加える。

(い)	(ろ)
第1第十六号に掲げる建築材料	JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）-1999、 JIS H 4040（アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線）-1999、 JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材）-1999、 JIS H 4140（アルミニウム及びアルミニウム合金鍛造品）-1988、 JIS H 5202（アルミニウム合金鋳物）-1999又はJIS Z 3263（アルミニウム合金ろう及びプレージングシート）-1992（プレージングシートに限る。）

別表第二第1第五号に掲げる建築材料の項中

一 炭素鋼の溶接における溶着金属又は溶接金属の引張り強さ、降伏点又は0.2パーセントの耐力、伸び及びシャルピー吸収エネルギーの基準が定められていること。
ステンレス鋼の溶接における溶着金属又は溶接金属の引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。

を

一 炭素鋼の溶接における溶着金属又は溶接金属の引張り強さ、降伏点又は0.2パーセントの耐力、伸び及びシャルピー吸収エネルギーの基準が定められていること。
ステンレス鋼の溶接における溶着金属又は溶接金属の引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。
アルミニウム合金の溶接における溶着金属又は溶接金属の引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。

に

二 炭素鋼のソリッドワイヤ、溶着金属又は溶接金属のC、Si、Mn、P及びSのほか、固有の化学成分の含有量の基準値が定められており、めっきがある場合には、その成分の基準値が定められていること。また、必要に応じて溶着金属の水素量の基準値が定められていること。
ステンレス鋼の溶着金属又は溶接金属のC、Si、Mn、P、S、Ni、Cr及びMoのほか、固有の化学成分の含有量の基準値が定められていること。

を

二 炭素鋼のソリッドワイヤ、溶着金属又は溶接金属のC、Si、Mn、P及びSのほか、固有の化学成分の含有量の基準値が定められており、めっきがある場合には、その成分の基準値が定められていること。また、必要に応じて溶着金属の水素量の基準値が定められていること。
ステンレス鋼の溶着金属又は溶接金属のC、Si、Mn、P、S、Ni、Cr及びMoのほか、固有の化学成分の含有量の基準値が定められていること。
アルミニウム合金の溶接における溶着金属又は溶接金属のSi、Fe、Cu、Mn、Zn、Mg、Cr及びTiのほか、固有の化学成分の含有量の基準値が定められていること。

に

改め、同表に次のように加える。

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	品質基準	測定方法等
第1第十六号に掲げる建築材料	一 降伏点又は0.2パーセント耐力の上下限（地震力等による塑性変形を生じない部分に用いるアルミニウム合金材にあっては、下限のみとする。）、降伏比、引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。	一 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に降伏点若しくは0.2パーセント耐力の上下限、降伏比、引張強さ及び伸びを測定できる方法によること。 イ 引張試験片は、JIS H 0321（非鉄金属材料の検査通則）-1973に従い、JIS Z 2201（金属材料引張試験片）-1998に基づき、アルミニウム合金材の該当する形状の引張試験片を用いること。 ロ 引張試験方法及び各特性値の算定方法は、JIS Z 2241（金属材料引張試験方法）-1998によること。

	<p>二 Si、Fe、Cu、Mn、Zn、Mg、Cr及びTiの化学成分の含有量の基準値が定められていること。これらの化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要とする化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に化学成分の含有量を測定できる方法によること。 イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法は、JIS H0321（非鉄金属材料の検査通則）-1973の5によること。 ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること。 (1) JIS H1305（アルミニウム及びアルミニウム合金の光電測光法による発光分光分析方法）-1976 (2) JIS H1306（アルミニウム及びアルミニウム合金の原子吸光分光分析方法）-1999 (3) JIS H1352（アルミニウム及びアルミニウム合金中のけい素定量方法）-1997 (4) JIS H1353（アルミニウム及びアルミニウム合金中の鉄定量方法）1999 (5) JIS H1354（アルミニウム及びアルミニウム合金中の銅定量方法）-1999 (6) JIS H1355（アルミニウム及びアルミニウム合金中のマンガン定量方法）-1999 (7) JIS H1356（アルミニウム及びアルミニウム合金中の垂鉛定量方法）-1999 (8) JIS H1357（アルミニウム及びアルミニウム合金中のマグネシウム定量方法）-1999 (9) JIS H1358（アルミニウム及びアルミニウム合金中のクロム定量方法）-1998 (10) JIS H1359（アルミニウム及びアルミニウム合金中のチタン定量方法）-1998 (11) JIS H1362（アルミニウム及びアルミニウム合金中のバナジウム定量方法）-1994 (12) JIS H1363（アルミニウム合金中のジルコニウム定量方法）-1971</p>
	<p>三 アルミニウム合金材の形状、寸法及び単位質量の基準値が定められていること。</p>	<p>三 第1第一号に掲げる建築材料の項（は）欄第四号に掲げる方法によること。</p>
	<p>四 構造耐力上有害な欠け、割れ及び付着物が無いこと。</p>	<p>四 JIS H0321（非鉄金属材料の検査通則）-1973の3によるか又はこれと同等以上に構造耐力上有害な欠け、割れ及び付着物が無いことを確認できる方法によること。</p>
	<p>五 表面処理等が施されている場合は、表面仕上げの組成及び厚さ等の基準値が定められていること。</p>	<p>五 JIS H8680（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜厚さ試験方法）-1998によるか又はこれと同等以上に表面仕上げの組成及び厚さ等を測定できる方法によること。</p>
	<p>六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じてクリープ、疲労特性、耐久性、高温特性、低温特性及び加熱の影響による機械的性質の低下の基準値が定められていること。</p>	<p>六 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上にクリープ、疲労特性、耐久性、高温特性、低温特性及び加熱の影響による機械的性質の低下の基準値を測定できる方法によること。 イ クリープ、疲労特性、耐久性、高温特性及び低温特性の測定は、第1第一号に掲げる建築材料の項（は）欄第七号によること。 ロ 加熱の影響による機械的性質の低下の測定は、加熱を行った後の機械的性質を、第一号に準じて測定すること。</p>

別表第三に次のように加える

(い) 建築材料の区分	(ろ) 検査項目	(は) 検査方法
第1第十六号に掲げる建築材料	別表第二（ろ）欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 別表第二（は）欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、組成の検査は資材の受入時に、資料の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行ってよい。</p> <p>二 引張試験に関する試験片の数は、同一溶解組に属し、種類、質別及び厚さの同じものにつき、厚さ6ミリメートル以下のものは原則として1000キログラム又はその端数を一組として、厚さ6ミリメートルを超えるものは2000キログラム又はその端数を一組として、各組から任意に1個採取する。ただし、製品1個で2000キログラムを超える場合は、引張試験片の数は、製品1個につき1個とする。</p> <p>三 形状・寸法の検査は、同一形状・寸法のもの1ロールごとに1個以上について行う。</p> <p>四 その他検査に関わる一般事項は、JIS H0321（非鉄金属材料の検査通則）-1973による。</p>